

令和6年11月21日開会
令和6年11月21日閉会

第790回湯川村農業委員会 定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 9 0 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 9 0 回湯川村農業委員会定例総会を令和 6 年 1 1 月 2 1 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（8 人）・出席推進委員（7 人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠一郎	4 番	兼 子 房 男
5 番	山 口 栄 子	6 番	真 壁 澄 男
7 番	中 島 仁	8 番	高 木 伸 也
9 番	鈴 木 明 美	1 0 番	渡 部 正 美
1 1 番	三 瓶 恵 美	1 2 番	吉 田 守
1 3 番	高 橋 勝 彦	1 4 番	中 島 和 裕
1 5 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（0 人）・欠席推進委員（0 人）

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

- 議案第 2 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 2 2 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
- 議案第 2 3 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。秋の長い刈入れでした。今日は全員お揃いで元気な様子で何よりです。磐梯山に 2 回も雪が降りました。あと 1 回降ると下の方に降りてくるといふ言い伝えがありますので、もうそろそろ冬の準備をしていかなければならないかなと感じています。体調にはくれぐれも注意をして来年に備えていただきたいと思います。

11 月 10 日のアピタでの農業人フェアでは中島委員、吉田委員、事務局長、事務局の皆さん対応ありがとうございました。11 月 15 日には磐梯熱海で 70 周年の県大会がありました。皆さんご出席ありがとうございました。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、欠席の報告を受けておりません。農地利用最適化推進委員については、欠席の報告を受けておりません。農業委員 8 名中 8 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議 長 只今より第 790 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3番委員 会期は本日1日限りとしたいと思います。

議 長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議 長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議 長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録
署名人に6番委員と7番委員の両名をお願いいたします。

議 長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議 長 これで会務の報告を終わります。

議 長 日程第4、議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第21号を朗読。

3ページをお開きください。権利の種類につきましては、使用貸借権です。設
定人は■■■■集落の■■■■さん、被設定人は■■■■の■■■■さんと
■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■の1筆で登記
地目、現況地目は■■■■です。面積は■■■■㎡です。対価は■■■■です。

申請地の場所につきましては4ページに位置図、5ページに案内図、6ペー
ジに公図を添付しています。赤色の枠の部分でございます。

転用の事由であります。被設定人の2名は令和6年5月に婚姻しまし
たが、夫は■■■■、妻は■■■■に居住しており、まだ同居できておりま
せん。夫婦で生活するための住宅を建築する土地を複数箇所検討していたと
ころ、妻の実家に近い場所に設定人(妻の父親)が所有する■■■■があったため、
この場所を宅地へ転用したいとのことです。工事期間は、許可の日から令和
7年6月30日まで、利用期間は許可の日から永久であります。所要面積は
■■■■㎡です。

7ページの土地利用計画図、8～9ページの住宅の平面図・立面図により詳
細を説明。

取水は水道への接続、汚水は浄化槽を設置し処理するとのことで、戸ノ口堰
土地改良区から農業用排水路使用承認の意見書の写しを受領しておりま
す。また、雨水については道路側溝へ放流するため、農業用排水に支障を及
ぼす恐れがないと考えます。■■■■集落内で個別の取り決めがないか確認し
ていただきましたが、特に問題はないということでした。申請地は、北側に
農地に隣接しておりますが、境界にはL型擁壁を設置するため、付近に及ぼ

す影響はないと考えます。

次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、1種農地であり、原則として許可できない農地に該当しておりますが、例外事業の集落接続事業に該当しており基準に合致しております。

面積につきましては土地利用計画図の通り必要最小限であり、一般住宅の転用基準面積500㎡以内でございまして基準に合致しております。続いて一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましてはございませんでした。次に資金についてでございますが、融資証明により確認しております。転用による周辺農地への影響についてですが、現地調査を実施し特に影響はないという旨、確認済みです。その他農地法に照らした結果、問題はありませんが、今回は浄化槽設置となり、処理された水は道路側溝へ排水されます。側溝をたどると住宅の中を通過して水路へと戻っていくため、周辺住民に配慮するよう意見を付したいと思います。今回は以上の事から転用計画の実現性が認められると思われます。

説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して現地調査委員からの報告をお願いします。5番委員をお願いします。

5番委員 別紙農地法第5条第1項の許可申請に伴う調査報告書、1から7までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査実施委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議 長 なければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

12番委員 議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地転用許可基準に合致しているので承認したいと思います。

議 長 これより、議案第21号を採決したいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり承認いたしました。

議 長 日程第4、議案第22号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、10 ページをお開きください。議案第 22 号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議案書 10 ページにより朗読。今回の案件は、新規が 3 件、再設定が 4 件であります。11 ページ以降を説明。内容の詳細を説明し、最後に旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考える旨を述べた。

議長 議案第 22 号整理番号 5 番については、■■■番委員が借受人となっている事案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なし、の声）

議長 ご異議なしと認めます。■■■番委員は、退席をお願いします。

議長 これより整理番号 5 番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 これより整理番号 5 番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 ないようですので質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なし、の声）

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

（意見なし、の声）

議長 これより議案第 22 号、整理番号 5 番の農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を採決いたします。

議長 議案第 22 号、整理番号 5 番の農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 ■■■番委員の入室を許可します。

議長 議案第 22 号、整理番号 5 番以外の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

5 番委員 整理番号 1 番と 2 番は担当地区でしたので、確認してまいりました。■■■■■
■■■さんの田んぼは稲刈りのみ■■■■■さんが 10 年ほど行っていたようです。また、■■■さんの田んぼは■■■■■さんの田んぼに隣接しており、まとめて■■■さんへお願いするようになったとのことです。

議長 これより議案第 22 号、整理番号 5 番以外の案件に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番委員 ■■■■■さんの父親はどなたになるか。

5 番委員 ■■■■■さんです。

議長 他にございませんか。

14 番委員 整理番号 6 番です。水道が通っているようですが、水道料金の支払いは■■■■■さんになるのでしょうか。

事務局 水道を利用するのは借受者である■■■■■さんなので、■■■■■さんが支払うこと

になっております。

14 番委員 その料金が賃借料の中に含まれているか。

事 務 局 賃借料には含まれていないため、別に支払うこととなります。

15 番委員 整理番号 1 番について、賃借料が■■■■■円だが支払い方法には現物に丸がついている。両者での合意なので問題ないと思うが、どのように精算するのか。

事 務 局 賃借料■■■■■円相当分の現物支払いになっているかと思いますが、そのような認識で問題ないか確認して次回報告させていただきます。

議 長 では、次回 12 月に回答申し上げます。

15 番委員 受付の問題だと思うが、整理番号 1 番はハンコをもらっているが、5 字削除 5 字加入だと思う。適正に処理いただきたい。整理番号 5 番は賃借料が未記入である。書いていないのは初めてではないか。

■■番委員 書き忘れたというより、その年の平均額にチェックしているのにもう一度書くのは二重になってしまうため空欄とした。

事 務 局 整理番号 5 番についてですが、■■番委員おっしゃった通り平均額にチェックが入っている場合、賃借料欄は必須とはおりません。書いている方もいますが、書かなくても書類上意味が通りますので問題ないと考えています。

続きまして整理番号 1 番についてですが、訂正のタイミングということになります。捨印をいただいた上で申請書を受け取った後に事務局側で加筆訂正をする場合は、訂正印をいただけないので上の方に○字削除○字加筆と記入して訂正をしています。しかし、申請書を受理する前に本人が訂正する場合は整理番号 1 番のように自分で訂正印を押印します。その場合はこちらで直したわけではないので、削除・加筆の文字数は入れておりません。つまり、整理番号 1 番については事務局で訂正したものではないということです。逆に整理番号 6 番については受付をした後に始期が誤っておりましたので、本人の了解を得て事務局側で訂正したものです。そのような形で処理をさせていただきましたので、ご了承ください。

15 番委員 よく分かりました。捨印だけはとりあえず押してもらうように推進してください。

事 務 局 はい。引き続き推進していきたいと思っております。

7 番委員 整理番号 1 番と 2 番の左下の農地の面積が異なるのはなぜか。同じ人なので同じ面積が入るのではないか。

事 務 局 こちらの欄は利用権の設定を受ける土地の面積となります。整理番号 1 番については■■■筆合計■■■㎡、整理番号 2 番については■■■筆■■■㎡の数字が入ってきます。同じ方でも契約ごとに違う面積が入ってくるため、異なる記載となります。

7 番委員 もう 1 つ教えていただきたい。整理番号 6 番について 4 字削除 5 字加入とあるが、数はどのように数えるのか教えてほしい。

事 務 局 今回訂正があったのは D の部分と下の欄の農業専従者の部分です。そこを数

えていくと4字削除5字加入となりますので、訂正をいたしました。

7番委員 分かりました。下の方もあったということですね。ありがとうございます。

議長 他にございませんか。他になれば質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

13番委員 議案第22号、整理番号5番以外の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、原案のとおり決定したいと思います。

議長 これより、議案第22号、整理番号5番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第22号、整理番号5番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第22号、整理番号5番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第23号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第23号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議案書19ページにより朗読。今回促進計画の審議が初めてだったため、集積計画と促進計画の違いについて説明。今回の案件は、1件です。20ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。それでは、内容について説明いたします。21ページをお開きください。土地の所在は、大字[]の[]筆[]㎡であります。出し手となる農地所有者が[]集落の[]さんで、受け手となる耕作者は[]集落の[]さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は10aあたり[]円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和7年4月1日、終期は令和18年3月31日の11年間でありまして、来年更新を迎える他の田の契約と次回の更新時期を合わせたいと考えているとのことでした。促進計画は福島県の公告となり、令和6年12月25日の予定です。耕作者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございまして、認定農業者でもあり、耕作に十分な農機具を所有しております。20ページにあります貸付相手に関する要件の2の(1)の要件も認められるため、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上です。

議長 議案第23号に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

- 15 番委員 今回の制度変更に伴う案件は初めてであった。今までは村から借り手に対する補助があった。従来の利用権設定とどう違うのか。今後はもっと増えるかもしれない。
- 議 長 すべてこの計画になります。
- 15 番委員 従来の制度はどうなるのか。来月からなくなるのか。
- 事 務 局 2月までは受けることができます。集積計画が今までの相対での利用権設定になりますが、これは旧制度で現在は経過措置期間中となっております。令和7年3月31日まで又は地域計画ができるまでは相対での利用権設定をすることができます。それが全て農地バンクを通した利用権設定に変わります。今までも農地バンクを通した利用権設定はやっていましたし、審議もしていましたが、村で認可・公告していたものが、県に変わります。
- 15 番委員 県が認可・公告する場合は何が違うのか。
- 事 務 局 利用権設定までに時間がかかってきます。
- 15 番委員 県の補助が受けられるようになるということか。
- 事 務 局 機構集積協力金というものがあり、地域でバンクを通した利用権設定をすると協力金がもらえていたのですが、令和7年4月以降すべて農地バンクを通した利用権設定に変わるため、どのようになっていくかは現時点では分かりません。地域計画に基づいた形で集積していくこととなります。今後農業委員会に相談があった場合は、地域計画に掲載されている担い手に声を掛けていくことになると思います。
- 15 番委員 前は村で5日までに受付をして、その月の農業委員会で審議していたが、これはどのように変わるのか。
- 事 務 局 月末までに公社へ情報を送付しなければならないということになっているので、それまでに書類を整えていただく必要があるため、20日頃を目安に村へ提出いただくこととなると思います。
- 15 番委員 これまでより1ヶ月ほど遅れることになる。ちなみに申請書はできているのか。
- 事 務 局 申請書は公社で作成している様式を使用します。でも認可・公告されないと耕作できないというわけではありません。両者間で契約が決まっている場合は作業に入っていただいて問題ありません。
- 議 長 村からの補助はどうなるのでしょうか。
- 事務局長 まだ決まっておりません。県から補助があるのかどうかも含めて確認しながらそのような資料がありましたら、皆様にお配りしながら説明したいと思います。
- 15 番委員 様式等が変わるのであれば、次回詳しく説明をしていただきたいと思います。
- 4 番委員 関連してお伺いしたい。農地バンクを通した利用権設定に変わるという話を聞いて、今までとどこがどのように異なるのかということが知りたい。チラシには今まで通りの個人の相対での契約も認めるような表記もあったと思う。次回詳しく説明していただきたい。
- 議 長 次回詳しく説明いただくよう事務局に準備してもらいます。

議 長 それでは質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第 23 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 23 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 790 回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 2 1 号 原案のとおり承認

議案第 2 2 号 原案のとおり決定

議案第 2 3 号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和 6 年 1 1 月 2 1 日午前 1 0 時 1 5 分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

湯川村農業委員会

会 長

6 番 委 員

7 番 委 員